

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 2 9 日

各都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係る Q & A 集（改訂版）の送付について

介護保険行政の円滑な運営につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、介護保険事業費補助金及び地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）（ただし、令和 4 年度以前の予算分を執行する場合に限る）を活用し事業を実施していただいております、また、本日「「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について」（令和 6 年 3 月 2 9 日老発 0 3 2 9 第 3 号厚生労働省老健局長通知）にて実施要綱の一部改正をお示したところです。

今般、別添のとおり Q & A 集の改訂版をとりまとめましたので送付いたします。貴都道府県において本事業の運営にご活用していただければと存じます。

本事業の適切な運用にご協力いただけますようお願い申し上げます。

令和5年度 新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
Q & A 集（改訂版）

厚生労働省老健局

	No.
1. 対象事業所	1 ~ 26
2. 対象経費	27 ~ 57
3. 自費検査	58 ~ 67
4. コーディネート事業	68 ~ 71
5. その他	72 ~ 80

No R5	質 問	回 答
1	「職員に感染者が発生した」の「職員」に施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含めて差し支えないか。また、利用者に接する職員であることなどの要件はあるか。	施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含めて差し支えありません（ボランティアは除く）。また、利用者と接する等の要件はありません。
2	職員が感染した場合は、常勤、非常勤職員を問わずに対象事業所として取り扱って良いか。また、委託契約している厨房職員や清掃職員が感染者となった場合も対象事業所として取り扱って良いか。	差し支えありません。ただし、ボランティアの方は対象外です。
3	(削除)	(削除)
4	対象事業所・施設等の要件である感染者の発生や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）への対応について、自身が感染者であることや同居している者が感染者であることの証明書を医療機関や保健所から入手し、事業所等から当該証明書の提出を求める必要があるか。	医療機関や保健所からの証明書の提出は必要とはしておりません。（例えば、事業所等から感染となった経緯等の簡単な報告を求めることにより確認を行っている例があります）
5	同一建物に複数事業所があり、複数事業所を兼務している職員が感染者となった場合は、兼務している複数事業所はすべて感染者が発生した対象事業所として取り扱って良いか。	基本的にはお見込みのとおりで差し支えありませんが、例えば、明らかに当該職員が感染期間前に一方の事業所のみに勤務して他方の事業所では勤務を行っていなかったなど、実態に即してご判断ください。
6	実施要綱3（1）ア（ア）①に定める「職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む」であるが、複数は2名以上で良いか。	お見込みのとおりです。
7	実施要綱3（1）ア（ア）①に定める「職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む」であるが、職員の感染者と接触があった者の発生については同時期に発生して職員が不足した場合であるか。別々の時期に職員の感染者と接触があった者が1名ずつ発生して、その都度、職員不足が生じた場合は、該当しないことになるのか。	同時期に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足する場合を想定しています。
8	実施要綱3（1）ア（ア）①について、「利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等」とあるが、利用者に感染者と接触があった者が発生したのみの場合は該当するか。	利用者に感染者と接触があった者が発生したのみでは、3（1）ア（ア）①の対象事業所・施設等に該当しません。

No R5	質 問	回 答
9	実施要綱 3（１）ア（イ）の対象となる事業所について、短期間のサービス提供をした場合（例えば実績として１回）であっても対象事業所の条件を満たす場合は、対象事業所として取り扱って良いか。	対象事業所としては差し支えありませんが、例えば、ご指摘の実績１回の場合など、補助内容や程度が当該実績に対して適切な内容となっているかご確認ください。
10	感染者の発生したB施設に、A施設の職員を応援職員として派遣すると実施要綱 3（１）ア（ウ）の対象となるが、派遣先で応援職員が感染者と接触があった者に対応した場合、A施設は、実施要綱 3（１）ア（ア）の対象施設となるか。	A施設内において感染者と接触があった者に対応している場合は、実施要綱 3（１）ア（ア）の補助対象の施設となりますが、派遣先の事業所・施設等で応援職員としてA施設の職員が濃厚接触者に対応した場合は、A施設は実施要綱 3（１）ア（ア）の補助対象施設とはなりません。
11	実施要綱別添 3の基準単価表において、実施要綱 3（１）ア（ア）、（イ）、（ウ）については、それぞれ基準単価まで助成できるとある。また、実施要綱 3（１）ア（イ）において「（ア）①以外の通所系サービス事業所」とあるが、通所系サービス事業所において、例えば、4月に感染者が発生し、（１）（ア）に該当して助成を受け、9月に（１）（イ）に該当する訪問サービスを提供した場合は、9月時点では（１）（ア）に該当しないため、助成できると考えて良いか。	お見込みのとおりです。
12	例えば、特別養護老人ホーム内で感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、通所介護、訪問介護等の他のサービスについては、同一空間を共有している場合は、すべて併設するサービスについても感染者や感染者と接触があった者が発生した事業所として考えて良いか。 また、感染者が発生した事業所の同一敷地内に併設された事業所も感染者が発生した事業所と見なされるか。	同一空間を共有しており、感染者等が当該空間を利用していた場合など明らかに併設事業所にも感染の影響が疑われる場合に限り、併設するサービスについても感染者が発生した事業所として差し支えありません。同一敷地であっても、感染者等が当該空間を利用しておらず、他の職員や利用者を経由しても併設する他の事業所への感染が疑われない場合、同一空間を共有していない場合は、感染者が発生した事業所とすることはできません。
13	共生型サービスの指定を受けている事業所において、例えば、職員が新型コロナウイルスに感染したり、利用者のうち介護サービス、障害福祉サービス又は共生型サービスのいずれかの利用者が感染した場合、介護の助成事業と障害の助成事業のどちらを申請可能なのか。二重申請とならなければ事業所の選択によりいずれかの事業を申請可能か。	共生型サービスを前提とするならば、そのように取り扱って差し支えありません。
14	共生型サービスの指定を受けている事業所の取り扱いについて、対象経費に重複がなければ、介護分と障害分で各々基準単価の上限までの補助金交付を認めると考えて良いか。	お見込みのとおりです。なお、同一の事業所が介護と障害それぞれの補助申請を行う場合は、補助対象経費について重複申請がなされないよう、事業所への周知や関係部署との緊密な連携をお願いします。
15	本体事業所とサテライト事業所がある場合であるが、それぞれが別に指定を受けていれば、別事業所として取り扱うと考えて良いか。	差し支えありません。
16	（１）緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業の該当する事業所（※１～※４）について、高齢者生活支援福祉センター(生活支援ハウス)は補助対象外か。	お見込みのとおりです。

No R5	質 問	回 答
17	定員が定められていない空床利用型の短期入所生活介護事業所や短期入所療養介護事業所で感染者が発生した場合、基準額を算出するにあたり、それぞれの定員についてはどのように考えればよいのか。	「前年度の一月当たり平均利用者数」×「基準単価」で基準額を算出ください。
18	補助対象事業所について、地域包括支援センターは、本補助事業においても対象となるか。実施要綱別添 3 の注 1 に、「介護予防ケアマネジメントを実施する事業所は居宅介護支援事業所と同じとする」とあるため、本事業の対象とすることは可能か。また、基準単価は居宅介護支援事業所の金額を採用することになるか。	お見込みのとおりです。
19	実施要綱 3（１）ア（ア）②「感染者と接触があった者に対応した」とは、電話連絡等で健康状態を確認する等ではならず、直接、サービスを提供する必要があると解釈してよいのか。	お見込みのとおりです。
20	実施要綱 3（１）ア（ア）②について、感染者と接触があった者に対応した通所系サービス事業所は該当しないという理解でよいのか。	お見込みのとおりです。
21	実施要綱 3（１）ア（イ）「感染を未然に防ぐために代替措置をとった場合」とあるが、感染者が発生した場合には（イ）の区分では対象とならず、（ア）①の区分として対象となるという整理でよいのか。	お見込みのとおりです。
22	実施要綱 3（１）ア（イ）中の「（近隣自治体～に限る））」は具体的にどのような状況を指すのか。特に「感染者が発生している場合」というのは、陽性者が 1 人でも発生している場合でもよいのか、陽性者の判明があつてからどのくらいの期間までを指すのか。	「近隣自治体」については、地域における新型コロナウイルスの流行状況に応じて、市町村単位やそれよりも大きな範囲など、適宜都道府県において判断して差し支えありません。また、「感染者が発生している場合」についてはお見込みのとおりですが、具体的な期間は定めておりません。当該地域で感染者が発生又は感染症が流行し、通常形態での通所サービスの提供が困難と考えられる場合は対象として差し支えありません。
23	実施要綱 3（１）ア（イ）として補助を受けたのちに陽性者が発生した通所系の事業所については、改めて（ア）①の区分で申請が可能であると解釈してよいのか。またその場合、補助上限額は、3（１）イとしての補助上限額とは別に（ア）①としての補助上限額となるのか。	お見込みのとおりです。
24	実施要綱 3（１）ア（イ）について、一部の利用者については通常の通所サービスを提供し、他の一部の利用者については居宅を訪問してサービスを提供するといった形態をとる事業所は該当するか。	休業している事業所を対象としており、利用者が希望する場合に居宅を訪問してサービス提供する場合は対象となりません。
25	実施要綱 3（１）ア（イ）について、「（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合に限る）」とあるが、当該事業所では職員及び利用者に感染者や感染者と接触した者が発生していなくても他の要件を満たしていれば対象事業所となるのか。	お見込みのとおりです。

No R5	質 問	回 答
26	対象経費の記載において、実施要綱３（１）イ（ウ）に該当する事業所・施設等において、「感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保」と記載されているが、「感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所」は、当該事業所において感染者が発生していない場合でも、感染症の拡大防止の観点から必要であれば補助対象となるか。	お見込みのとおりです。

No R5	質 問	回 答
27	実施要綱の事業の目的に「職場環境の復旧」に必要な経費とあるが、感染者の発生後どの程度の内容や期間に発生した経費を対象とするべきか。	基本的には発生した感染者等の療養期間・待機期間の間において生じたもののうち、感染状況等を踏まえた適切な範囲内のかかり増し経費が対象となります。その他実施主体が必要と認める場合には、当該感染者の発生等との関係が確認できる範囲でご判断いただいて差し支えありません。
28	感染者数や感染期間等に比べて、追加的な緊急雇用や割増賃金・手当、衛生用品の購入費用等の申請内容が過大であると思われる場合、実施主体が必要と考える範囲で補助を認めることとしてよいのか。	ご指摘のような場合、申請内容や感染状況等をよくご確認ください上で、例えば管内の他の事業所・施設等における感染の日数や人数、補助状況の例も参考にするなど実施主体が認める適切な範囲で補助を行ってください。
29	実施要綱３（１）イの対象経費について、（１）ア（ア）の対象事業所であれば、感染者の発生や感染者と接触があった者の対応に伴って要した経費を対象とし、感染者の発生や感染者と接触があった者への対応が行われる以前に要した経費（例えば、あらかじめ購入した衛生用品にかかる経費）は対象とならないと考えて良いか。	お見込みのとおりです。
30	実施要綱３（１）イの対象経費について、「緊急雇用にかかる費用」において人材募集の広告費用、派遣会社からの人材派遣に係る経費、新たに職員を雇用した際の職員の給与は対象としてみなすことができるか。	対象経費として差し支えありませんが、感染者の発生等に対応するために必要となった緊急雇用に係るもののみが対象となり、通常時を想定した人材確保のための募集費用が含まれないようにしてください。感染収束後にも活用できるような人材募集のパンフレット作成費などは対象外です。
31	実施要綱３（１）イ（ア）の「緊急雇用にかかる費用」について、新型コロナウイルスに感染した職員が退職したため、その者に代わる新たな職員を雇用した場合の基本給与は補助対象か。	職員の退職に伴い新たに雇用された職員の基本給与については介護報酬が充てられるものと考えられるため、対象外となります。
32	実施要綱３（１）イの対象経費であるが、派遣元から派遣先へ応援職員を送ったことにより派遣元施設で欠員が生じたため、人材派遣会社等を通じて臨時的に人員を確保した場合であるが、人材派遣会社との契約として２ヶ月ないし３ヶ月といった中・長期的な期間でしか契約ができない場合、感染者が発生した事業所へ応援終了後も、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間、派遣元施設において追加的人件費が発生し続けることとなる。 このような場合に、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間の追加的人件費についても、コロナ対応の中で不可抗力により発生したかかり増し経費として、補助対象と考えて差し支えないか。	本来欠員が解消された日以降は臨時的に確保した人員は不要となるため、当該期間は補助算定対象期間から除外する必要がありますが、やむを得ずご指摘のようなケースが生じた場合、必要最低限の範囲で欠員解消日以降も対象として差し支えありません。ただし、不要に長期契約とならないよう都道府県において必要に応じて派遣会社等に契約状況や最小契約期間等の確認を行い、やむを得ないと認められる範囲を補助対象としてください。
33	感染者が発生し休業している通所介護事業所について、休業によりパート職員を自宅待機させている期間の賃金は補助対象経費として認められるか。	補助対象外の経費となります。

No R5	質 問	回 答
34	感染者が発生した事業所・施設等において、本事業の補助申請をするための資料作成や手続で生じた事務職員の割増賃金・手当は、補助対象となるか。	補助対象となります。
35	令和 5 年 4 月以降に感染者が発生し、当該発生に関して例えば令和 6 年 3 月以降に割増賃金・手当を支給した場合、当該手当は補助対象となるか。	感染者の発生や感染者と接触があった者への対応により生じた追加的業務に係る労働の対償として使用者が支払う職員の割増賃金や手当であれば、補助対象となります。慰労金や自宅療養に対する補償手当など見舞金や給与補償のようなものは対象外です。
36	実施要綱 3（1）イ（ア）の「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、「日額による支給の場合には 1 日あたり 4 千円を補助上限とし、1 月あたり 2 万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には 1 月あたり 2 万円を補助上限の限度額とする。」と定められているが、支給額以外に留意すべき点はどのようなものか考えられるか。また、超過勤務手当について、水準や上限額の定めはあるか。	新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当の補助に当たっては、感染者に直接対応した職員が支給対象となっているか、感染者数と比較して支給される職員人数が過剰となっていないか等、感染者数に応じた適切な支給内容となっているかという点に留意してご判断ください。 超過勤務手当については、感染症の発生に伴い通常時に比べてかかり増しとなった部分（通常時の超過勤務手当を上回る部分）の相当額が対象となります。
36-2	新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当について、1 月あたりの限度額が設けられているが、月を跨いで対応した場合の限度額はどのように考えるのか。	月を跨ぐ場合には、対応した期間に属する月数に 2 万円を乗じた金額が限度額となります。（例えば、10/15～11/10 まで対応した場合、4 万円（2 月×2 万円）が限度額となります。）
36-3	新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当の上限設定については、「令和 5 年 10 月 1 日以降に支給された」ことが対象となっているが、10 月に支給された手当であっても、9 月以前の労務に対して支払われていることが明確に判断できる場合には上限設定の対象から除き、実費分を補助してもよいのか。	補助対象として取り扱って差支えありません。
37	職種や業務内容に応じて新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当を 2 種類以上支給している場合、全て補助対象となるのか。	当該手当の合計額が、補助上限額の範囲内であれば補助の対象として差し支えありません。
38	(削除)	(削除)
39	実施要綱 3（1）イ（ア）の「割増賃金・手当」について、所要額が基準額を上回る場合でも補助対象と認められるか。	補助の要件を満たした上で、国に協議（個別協議）し、承認を受けた場合、基準額を上回る場合でも補助対象と認められます。ただし、この場合であっても、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、当該手当の補助上限額を超えることは認められません。

No R5	質 問	回 答
40	実施要綱 3（1）イ（ア）の「割増賃金・手当」について、感染者の発生時において、超過勤務手当のどの範囲が補助対象となるのか。	本事業における補助は、感染者の発生等に伴うかかり増し経費となるため、感染者の発生していない通常時において生じる超過勤務手当に係る費用は補助対象外となるため、当該費用は除外する必要があります。
41	緊急時の人員不足を補う際の割増賃金や手当等により発生する事業所の社会保険料等は補助対象となるのでしょうか。	事業所負担の増額分であれば、対象として差し支えありません。
42	実施要綱 3（1）イ（ア）の「損害賠償保険の加入費用」について、どのような保険内容のものが補助対象となるのか。	感染者の発生等に対応するため介護人材を緊急雇用した場合に、当該者によるサービス提供時の事故等に対する損害賠償保険を想定しています。
43	実施要綱 3（1）イ（ア）の「介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。	対象事業所・施設等において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。 <具体例> 清掃業務の委託費用、リネンサプライ等のクリーニング費用、対象事業所・施設等となった要因が解消されるまでの間に係る事業所・施設等の消毒、清掃に必要な物品（使い捨ての箸・ちりとり、雑巾、ゴミ袋、消毒シート、消毒液等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるものや抗菌を目的とする消毒は対象外（消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なゴミ箱、バケツなど）
44	実施要綱 3（1）イの対象経費について、「介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用」は、「介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用」の委託経費だけでなく、事業者が自社で実施した際の消毒・清掃に要する需用費や自社で行ったことに伴う超過勤務手当等は、対象経費となるか。	当該発生した感染にかかる消毒・清掃分に限り対象経費として差し支えありません。当該感染以外に使用される分が含まれる場合は除外してください。（超過勤務手当については割増賃金・手当の規定でみるのが可能です）
45	実施要綱 3（1）イの対象経費の⑥に、訪問サービスの提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用という記載があるが、購入の場合は対象経費とはならず、リース費用のみが対象となると考えて良いか。	お見込みのとおりです。購入の場合は対象となりません。
46	訪問系サービス事業所（A事業所）において職員に感染者が発生したため、利用者への訪問を別の訪問サービス事業所（B事業所）に対応してもらうこととした。 B事業所の職員に追加的な業務が発生したことに伴い、A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合は、実施要綱 3（1）イ（ア）の経費として取り扱うことができるのか。	A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合の経費は補助対象外となります。なお、B事業所の職員がA事業所に応援派遣され、A事業所の利用者に必要な支援を行った場合は、必要なかかり増し経費の対象となります。

No R5	質 問	回 答
47	対象経費の帰宅困難職員の宿泊費に「ウィークリーマンションの賃貸料」も含まれるか。（職員・利用者ともに感染者が発生し、職員を自宅から通わせるのを避けるためにウィークリーマンションを借りることを想定）	賃貸物件に係る経費については、帰宅困難期間に限定して契約する等、都道府県が利用状況を確認できるのであれば、当該期間の経費については、補助対象として差し支えありません。なお、帰宅困難期間外の宿泊分や水道・光熱費、寝具代等については、対象経費として認められません。
48	職員の家族が陽性となったため、感染を避ける目的で職員が宿泊施設を利用したが、「宿泊費（帰宅困難職員）」の対象となるか。	対象となりません。感染者への対応を行った職員が、当該職員の自宅の家族への感染を予防する目的の場合に対象となります。
49	職員が宿泊した際、法人内の規程で「日当」として支給することになっているが、「日当」は対象となるのか。	対象となりません。「宿泊費」のみが対象となります（食事代等は対象となりません）。
50	実施要綱３（１）イ（ア）の「感染性廃棄物の処理費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。	対象事業所・施設等において、その要因が解消するまでの間に生じた感染性廃棄物処理に要する費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。 <具体例> 処理業務委託費用、対象事業所・施設等となった要因が解消するまでの間に係る廃棄物処理に必要な物品（当該感染に係る廃棄物処理に使用するごみ袋、ブルーシート、テープ等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるもの（繰り返し使用可能なごみ箱等）や当該感染と関係のない廃棄物に係る処理費用は対象外）
51	実施要綱３（１）イ（ア）の「感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用」について、 ①「在庫の不足が見込まれる」とは、どのような状況を想定しているのか。 ②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ③「購入費用」について、どのくらいの購入量が補助対象となるのか。	①については、当該感染者又は感染者と接触があった者の発生時等において、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、事業所・施設等で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定しています。よって、十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象とはなりません。 ②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液、防護具着用用テープ等などといった防護具等や消毒用品を想定しています。体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつ、氷枕、消臭スプレー等などは補助対象外となります。 ③については、見込まれる不足量分（当該発生等への対応期間に使用するであろう量ではありません）が補助対象となります。

No R5	質 問	回 答
52	実施要綱 3（１）イ（ア）⑤感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用について対象となるのは、在庫の不足が見込まれる場合に限られるのか。例えば、陽性者が発生したが法人の在庫で十分対応でき、かつその後も不足がない場合は対象外となるのか。	お見込みのとおりです。
53	(削除)	(削除)
54	感染者が発生した事業所（Ａ事業所）に同一法人の別事業所（Ｂ事業所）の職員が応援に行った場合、当該応援職員に対する割増賃金は別事業所（Ｂ事業所）への補助として認められるか。	ご指摘の場合のＢ事業所は、実施要綱 3（１）ア（ウ）の対象事業所として、派遣により発生したかかり増し分に係る割増賃金の補助を受けることが可能です。
55	応援職員の派遣に関して以下については対象経費となるか。 ①派遣職員が派遣前に行うＰＣＲ検査 ②派遣後ＰＣＲ検査を行う場合にその結果がでるまでの間、自宅に帰ることができない場合のホテル宿泊代	①補助対象外の経費となります。 ②「職員派遣に係る宿泊費」として差し支えありません。
56	都道府県で雇用する会計年度任用職員など事務的経費は助成の対象とはならないか。	本事業では対象外となります。
57	介護サービス事業所・施設等における感染者の発生等に対応するため、都道府県が負担する衛生用品の購入費や施設設備の借上料等については、助成の対象とはならないか。	本事業では対象外となります。

No R5	質 問	回 答
58	対象事業所の要件である感染者であるが、PCR検査の陽性者又は抗原検査の陽性者をさすのか。また、自費検査の陽性者も含まれるか。	感染者については、PCR検査のほか抗原検査（いずれも自費検査含む）により陽性となった方を指します。
59	実施要綱別添1の2に「感染者と同居する職員」とあるが、ここでいう「同居」とは住民票上の世帯又は住所が同一である場合を指すか、それとも実態としての同居を指すか。また、同居の期間や同居者の要件はあるか。	期間等の要件は定めていませんが、同居とは実態で判断してください。（単に住民票は同じであっても、別居していて全く接触機会が無いなどは含まれません）
60	実施要綱別添1の2①に「～又は感染拡大地域における」と記載があるが、「感染拡大地域」とは具体的にどの程度の範囲で、誰がいつ定めるものを想定しているのか。	「感染拡大地域」とは、具体的な定義はありませんが、例えば、同一又は隣接市町村内などにおける新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて適宜都道府県において判断して差し支えありません。
61	自費検査の費用の補助に対して、実施要綱別添1の要件があるが、例えば、PCR検査キットや抗原検査キットを購入して検査を行う場合の購入経費も対象経費に含まれるのか。また、別添1の要件を満たさない場合は、PCR検査キットや抗原検査キットの購入経費は補助対象とならないと考えて良いか。	PCR検査キットや抗原検査キットの購入して自費検査を行う場合は、要件を満たす該当者に行う分の購入経費に限り対象となります。なお、別添1の要件を満たさない場合（要件を満たさない者・場合に使用、一定数事前に購入するなど）は、PCR検査キットや抗原検査キットの購入経費は補助対象となりません。
62	一定の要件に該当する自費検査費用について、介護施設等の職員又は利用者に感染者が発生した場合、その後の検査は補助対象とはならないのか。	別添1に規定する対象施設等において感染者が発生した場合には、行政検査として扱われる場合は対象外となります。 なお、当該施設等内に感染者はおらず、職員又は利用者が感染者と接触した者となった場合については、別添1の全ての要件を満たす場合は、補助対象として差し支えありません。
63	感染者が発生した施設において、当該施設の職員又は利用者の一部を行政検査ではなく本補助制度を利用して検査を行うことは可能か。	行政検査の対象となった場合については補助対象外となります。
64	自費検査費用について、実施要綱別添1の2の最後の※では、「なお、感染者が確認された場合には、行政検査として扱われる場合は、本事業の対象とはならない。」とあるが、要件に該当したうえで、自費検査を行った結果、陽性者が確認された場合、この陽性者が確認されたところまでに行った自費検査の費用が助成対象となると考えてよいのか。	お見込みのとおりです。
65	自費検査費用については「介護施設等」が対象となっているが、介護施設等と同一の空間で実施される介護サービス（併設の通所介護など）の職員、利用者については助成対象となるか。	自費検査の補助対象は、別添1に記載のある対象施設等に限られます。

No R5	質 問	回 答
66	(削除)	(削除)
67	感染者が発生した施設等に応援職員を派遣するにあたり、派遣元への復帰の際、任意で当該応援職員に対してPCR検査を行う場合の検査費用は補助対象となるか。	感染者発生施設へ応援職員を派遣し、当該応援職員が自施設に戻る場合において、当該職員について、施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、実施要綱別添1の2（助成の内容及び要件）の①及び②に該当する場合は、当該自費での検査費用（1回の派遣につき1回の検査に限る）を助成対象として差し支えありません。

No	質 問	回 答
68	関係団体と連携はしつつも、関係団体への委託ではなく、自治体が直接応援職員派遣の調整を行う仕組みとし、損害賠償保険の加入も自治体が行っている場合に、自治体で発生している経費については、コーディネート事業として基金の本事業を財源とすることは可能か。	実施要綱では「関係団体に委託又は補助」としており、自治体が直接コーディネートを行う場合の経費は本事業の対象とはしていません。
69	実施要綱 3（2）緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業の補助基準額は、都道府県ごとに設定されるのか。	コーディネート事業については都道府県ごとの基準額はありません。
70	実施要綱 3（2）緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業において、研修事業を介護サービス事業所・施設等の関係団体でなく、ノウハウがある N P O 法人感染症医療センター等に委託することは可能か。	差し支えありません。
71	「緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業」の対象経費について委託先団体が派遣にあたって加入する傷害保険料、派遣職員用の PCR 検査キット購入経費は含まれるか。	コーディネート事業の対象経費として、ご指摘の経費は対象となりません。

令和5年度 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 Q & A 集（5. その他） ※下線部は変更点

No R5	質 問	回 答
72	(削除)	(削除)
73	(削除)	(削除)
74	(削除)	(削除)
75	(削除)	(削除)
76	(削除)	(削除)
77	【別添2】感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用について、施設内療養を行うことになったために生じる緊急雇用や割増賃金などの費用は、実施要綱本文3（1）イ（ア）a. で申請するのか、それとも同cの中で対応するのか。	施設内療養を行った場合においても、緊急雇用や割増賃金など、実施要綱本文3（1）イ（ア）a. の対象経費に該当する費用については、3（1）イ（ア）a. で申請します。
78	本事業について、指定都市や中核市が事業を実施することも可能か。	都道府県以外の地方公共団体が都道府県からの助成を受けて事業を実施することも可能です。
79	指定都市や中核市が本事業を実施する場合、費用の一部を当該市が負担することは可能か。	一部の費用を当該市が負担し、残りの費用を基金の財源から助成することも可能です。

No R5	質 問	回 答
80	(削除)	(削除)
81	【別添 2】感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用について、「追加補助については、小規模施設等は 1 施設あたり 200 万円、大規模施設等は 1 施設あたり 500 万円を限度額とする」とされているが、令和 5 年度事業における限度額は、令和 3 年度以降の通算での助成額か、令和 5 年度内の助成額のいずれかで判断するのか。	令和 5 年度内の助成額での判断になります。
82	感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用について、令和 5 年 5 月 8 日以降は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和 5 年 3 月 17 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき行った高齢者施設等への調査において、全ての要件を満たす高齢者施設等に限り補助することとしていたが、「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和 5 年 9 月 15 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）に基づく高齢者施設等への調査において、全ての要件を満たした高齢者施設等については補助の対象としてよいか。	補助の対象にはなりません。